# 市有地(旧東部中学校敷地) 条件付売却 一般競争入札説明書

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望する方は、この説明書をよく読み、内容を充分に把握した上で、ご参加ください。

# 下妻市総務部財政課施設経営係 電話0296(43)2111 (内線 1343)

# 一般競争入札による旧東部中学校敷地売却の概要

#### 入札参加申込

#### ■ 入札参加申込期間

平成29年11月8日(水)~平成29年11月22日(水)

土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時 ~ 午後5時

#### ■受付場所

下妻市役所本庁舎2階総務部財政課(下妻市本城町二丁目22番地)

来庁日時を電話予約(**2**0296-43-2111 内線 1343)の上、必要書類を持参してください。(持参のみ受付)

※参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。



#### 入札保証金の納付

入札参加申込受付後に本市が発行する納入通知書により、入札保証金(15,557,000円)を本市公金取扱機関(常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用組合、常総ひかり農業協同組合、中央労働金庫、東日本銀行の各本・支店)で納付してください。

#### ■納入期限

期 間:平成29年11月28日(火)まで



#### 入札

#### ■入札期間

平成29年11月29日(水)~平成29年11月30日(木)

午前9時~午後5時

上記期間中に、入札書等を持参してください。

※入札書等は参加申込受付後に本市が発行したものを用いてください。

#### ■提出書類

入札書(入札書用封筒に入れ、封かん(のりづけ)し、印鑑登録印で封印したもの) 「納入通知書兼領収書」(金融機関の領収印があるもの)の写し

※詳しくは8ページをご覧ください。

#### ■提出先

提出先 下妻市役所本庁舎2階 総務部財政課 (下妻市本城町二丁目22番地)

土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時 ~ 午後5時



#### 開札

#### ■日 時

平成29年12月1日(金)午後1時30分から

#### ■場 所

下妻市役所 本庁舎 3 階 中会議室 (下妻市本城町二丁目 22 番地)

■開札の立会(立会は任意です)

入札者等関係者は、各(社)2名まで立会可能です。

ただし、参加者多数の場合、会場が手狭なため、各(社)1名までに人数制限をすることがあります。その際は、あらかじめご連絡します。

#### ■落札の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

※同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



#### 契約の締結【下妻市議会の議決(可決)を得るまでは仮契約】

#### ■契約締結期限

平成29年12月8日(金)まで

契約時には売買価格の1割を契約保証金として本市公金取扱機関(常陽銀行、筑波銀行、 茨城県信用組合、結城信用組合、常総ひかり農業協同組合、中央労働金庫、東日本銀行の各 本・支店)で納付してください。

(入札保証金を全額充当するため差額を納付)

※当該契約は仮契約であり、下妻市議会の議決に付し、可決を得たときに本契約としての 効力を生じます。



#### 下妻市議会の議決

期限までに仮契約の締結がなされた場合、下妻市議会に市有財産売却議案を提出 【平成29年第4回定例会(例年12月上旬~)に議案提出予定】



#### 売買代金の納付(所有権移転・引渡し・登記)

下妻市議会の議決(可決)を得た日の属する月の翌月末までに売買代金を納付してください。

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。土地の所有権移転登記手続きは、本市が行います。登録免許税等の必要な費用は、 落札者の負担となります。

# 目次

1	入札物件		-		•	•				•	•		•					•	•									•	•	1
2	売却の方	法								•																			•	2
3	土地利用	計画	回の	承	認																								•	2
4	契約にあ	たっ	って	付	す	る:	主	な	特	約																			•	2~3
5	その他の	留意	事	項																									•	4
6	入札参加	資格	<u> </u>																										•	5
7	資料の関	覧及	とび	配	付																								•	5
8	現地見学	会																											•	5
9	質疑応答																												•	6
10	入札参加	申辽	<u>\</u>																											6
11	入札参加	申辽	<u>\</u>	·1=	必:	要	な	書	類	等																				6 <b>~</b> 7
12	入札保証	金																												8
13	入札期間	及び	「場	i所																									•	8~9
14	開札 •																													10
15	入札の無	蛚																												10~11
16	売買契約	の紹	結	i																										11
17	売買代金	の糸	村付	方	法	等																								11
18	所有権の	)移転	云及	び	物	件	の	引	渡	し																				12
19	その他																													12
ſ	物件調書	J • •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		13~20
Γ	市有財産	売買 <sup>.</sup>	仮割	契約	自書	<u></u>			•					•	•			•												21~31
様	式第1号	市有	財	産	売:	却·	_	般	競	争	入	札	参	加	申	込	書													32
様	式第2号	誓約	書		•	•		•		•			•				•		•			•						•	•	33
様	式第3号	委侣	E状	•						•																				34
様	式第4号	入村	L保	証:	金:	還	付	請	求	書																				35
様	式第5号	入村	し書																											36
様	式第6号	土地	也利	用	計i	画:	書																							37~38
桪	試第7号	土土	九利	l用 <sup>·</sup>	計	画	承	認		不	承	認	決	定	诵	知	書													39

#### 市有地(旧東部中学校敷地)条件付売却一般競争入札説明書

この説明書は、市有地の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び買受人 が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了承の上、申し込まれます ようお願いします。

# 1. 入札物件

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積 (m²)	公簿地積(m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
_	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
<del>     </del>	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
	7	大串1444	雑種地 (予定)	137.84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計		30, 023. 40	30, 019

最低売却価格	311,121,000円
入札保証金	15,557,000円

- ※各筆は分筆、表示登記等が完了しておりません。今後、16 ページの「土地明細図」(地積測量図)を基に嘱託登記予定です。
- ※敷地内には、柔道剣道場、物置及び便所の建物並びにプール施設があります。
- ※建物(柔道剣道場、物置及び便所)の所有権移転については、買受人と協議するものとし、 協議が調わない場合は本市が解体し更地にします。
- ※プール敷地については、市が借用するものとします。(詳細は市有財産売買仮契約書第32条を参照してください。)
- ※本物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- ※本物件の売却は、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 (昭和39年下妻市条例第5号)第3条の規定により市議会の議決に付し、可決を得る必要が あります。(平成29年第4回定例会(例年12月開催)に議案提出予定)
- ※予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

# 2. 売却の方法

一般競争入札の方法により行います。

# 3. 土地利用計画の承認

この入札に参加するには、土地利用計画の承認を受ける必要があります。

- (1) 土地利用計画の承認
- ①土地利用計画書の提出

この説明書に添付の「土地利用計画承認申請書」(様式第6号)に必要事項を記入・押印(印鑑登録印)のうえ、提出ください。なお、提出書類は返却しません。

(2) 提出期間及び日時

平成29年11月8日(水)から11月22日(水)まで

土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時~午後5時

(3) 計画書提出場所

下妻市役所 本庁舎2階 総務部財政課施設経営係

(4) 承認の可否の通知

「土地利用計画承認・不承認決定通知書」(様式第7号)により、平成29年11月28日 (火)午後5時までに、通知します。

(送付は FAX にて行います。)

- ※承認を受けられない場合は、入札に参加出来ません。
- ※承認を受けられない場合で、入札保証金の納付が済んでいる場合は、入札保証金の納付確認後、「入札保証金還付請求書」(様式第4号)に記載の口座に還付いたします。その場合、入札保証金に利息は付しません。

# 4. 契約にあたって付する主な特約

本物件については、次の内容により土地利用条件及び契約上の特約を付しますので、買受人は、これらの定めを遵守していただくことになります。(詳しく 21 ページから 31 ページの「市有財産売買仮契約書」を確認してください。)

- (1) 本物件の一部を次のとおり本市に借地すること。
- ① 下妻市立中学校のプール授業で使用する敷地として本市へ貸付けるものとする。
- ② 契約期間は、本物件の所有権が移転したときから少なくとも平成34年度末までとし、それ以降については本市と協議するものとする。
- ③ 1 平方メートル当たりの賃借料単価は、1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額に 6%を乗じて得た額(10円未満を切り捨て)とし、固定資産税評価替の年に見直しをする。
- (2) ネットフェンスの撤去

大串 599-1 から大串 599-3 にかけて設置されているネットフェンス (31 ページ 「撤去すべきネットフェンス」参照) は、承認を受けた土地利用計画の用に供するときまでに撤去すること。

#### (3) 禁止用途

本物件は次の用途に供してはならない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項 に規定する接客業務受託営業の事務所の用途
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど公 序良俗に反する用途
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条 に規定する観察処分の決定を受けている団体の事務所の用途

#### (4)権利の設定の制限等

土地売買契約の締結の日から10年間、土地利用計画の用途に基づく場合を除き、本件土地又は本件土地の上に建築された建物に関して、第三者に対しその全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならないものとします。ただし、本市の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。

#### (5) 実地調査等

契約の履行について確認するために、本市が必要であると認めるときは、実地調査等に協力しなければなりません。

#### (6) 違約金

- ① 買受人が契約に違反し、本市がこの契約を解除したときは、売買代金の100分の30を違約金として本市に支払わなければならない。
- ② (3)に違反した場合は、売買契約締結の日から 10 年間に限り、売買代金の 100 分の 30 を 違約金として本市に支払わなければならない。
- ③ (5)に違反した場合は、売買代金の100分の10を違約金として本市に支払わなければならない。

#### (7) 買戻特約

本市が本物件の契約を解除したときは、本物件の買戻しをすることができるものとします。 また、所有権移転と同時に、買戻特約登記を行い、買戻し期間は10年間とします。

# 5. その他の留意事項

- (1) 本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17~18 ページ「土砂 災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照)となっています。
- (2) 本物件の西側のアスファルト敷(19~20ページ「取得予定地測量図」及び「取得予定地現 況写真」参照)は、一部が本市の借受地となっており、現在取得に向けた手続き中ですが、 本市が取得することが決定しているものでないことに留意してください。
- (3) 本物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、工作物等(アスファルト舗装、ネットフェンス、コンクリートブロック塀、コンクリート擁壁、コンクリート壁、防球ネット及びコンクリート柱、鉄製門扉、鉄柵、物置、門柱、鉄棒、ゴールポスト、投球練習場、立木等)を含むものとします。
- (4) 最低売却価格は、工作物等の撤去処分費用を加味したものとなっております。
- (5) 本物件の敷地境界には、境界標を設置しています。 売却地の測量図の閲覧を希望される場合は、財政課にお申し出ください。
- (6) 売却地に地中埋設物・産業廃棄物・土壌汚染等があった場合の撤去及び改良費用は買受人 の負担となります。
- (7) 建築物を建築する際に地盤改良工事が必要になった場合の費用等は買受人の負担とします。
- (8) 各種供給処理施設(ガス・上下水道・電話等)の利用に当たっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (9) 建築物を建築するにあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種関係法令並びに下妻 市開発事業に関する指導要綱等を遵守してください。
- (10) 売買契約締結の日から本物件の引き渡しの日までの間において、本市の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受人の負担とします。
- (11) 買受人は、売買契約締結後、本物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、 売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、 消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合 は、入札物件の引き渡しの日から2年間、先の権利を行使することができます。
- (12) 本物件において工事等を行うにあたり、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建築物を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。
- (13) 買受人は、売買契約に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

# 6. 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者は参加できません。

- ① 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実のあった日から2年を経過していないもの
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- ⑤ 売却財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ⑥ 市税を滞納している者(個人にあっては、居住地の市町村税、法人にあっては、本店所在 地の市町村税)
- ⑦ 入札参加申込みの提出書類に不備又は不正のある者
- ※入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、 その旨ご了承ください。(申込者が法人の場合、役員等を含みます。)

# 7. 資料の閲覧及び配付

資料の閲覧及び配付を行います。

(1) 資料の閲覧及び配付の日時 平成29年11月1日(水)から11月22日(水)まで 土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時 ~ 午後5時

(2) 場所

下妻市役所 本庁舎2階 総務部財政課施設経営係

# 8. 現地見学会

現地見学会は開催しないため、現地をご覧になる場合は、前日(土曜日・日曜日・祝日を除く) の午後5時までに財政課施設経営係へ電話で予約を行ってください。(現地は入口が施錠されております。)

必ず事前にご自身(代理人も可)で現地をご確認ください。希望される方には、測量図等の参考 資料をお渡しします。なお、現地確認をする際は、近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮 をお願いします。

- ※敷地内で起きた事故等について、本市は一切責任を負いません。
- ※敷地内に駐車スペースはありますが、敷地内で起きた事故や車両の損傷等について、本市は 一切責任を負いません。
- 【注】現地確認をされなくても入札に参加できますが、この入札に関する全ての事項を了知されて参加されているものとみなします。

# 9. 質疑応答

本件入札に関する質問については、次のとおり受付します。

(1) 受付日時

平成29年11月1日(水)から平成29年11月7日(火)まで 土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時  $\sim$  午後5時

(2) 方法

質問者名、住所又は所在地、連絡先、担当者名を明記し、電子メールで提出してください。記名等が無いものにはお答えできません。なお、様式は任意とします。

※メールアドレス: zaisei@city. shimotsuma. lg. jp

(3)回答方法

平成29年11月10日(金)午後5時までに、原則として質疑者に対して、電子メールにて回答します。

# 10. 入札参加申込み

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に受付場所に必要書類を直接持参してください。申込み手続きを行わないと入札に参加することができません。

(来庁日時について、あらかじめ電話連絡を入れていただき予約してください。)

(1) 申込み受付期間

平成29年11月8日(水)から平成29年11月22日(水) 土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時 ~ 午後5時

(2) 申込み受付場所

下妻市役所 本庁舎2階 総務部財政課施設経営係

(3) 申込み方法

申込みに必要な書類を、受付期間内に受付場所まで直接持参ください。 郵送、電話、FAX、電子メール等での申込みはできません。

# 11. 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 市有財産売却一般競争入札参加申込書

この説明書に添付の「市有財産売却一般競争入札参加申込書」(様式第1号)に必要事項を記入・押印(印鑑登録印)のうえ、次の書類を添えてお申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

(注)添付書類は、発行日から3か月以内のもの。

- ①個人による申込みの場合
  - ■住民票 1通
  - ■印鑑登録証明書 1通
  - ■納税証明書(市県民税) 1通

- ②法人による申込みの場合
  - ■商業・法人登記簿謄本1通 (現在事項全部証明書)
  - ■印鑑証明書 1通
  - ■納税証明書(法人市民税) 1通
  - ※市外の個人又は法人の場合は、個人にあっては、居住地の市町村税、法人にあっては、 本店所在地の市町村税の納税証明書を提出してください。

#### (2) 誓約書

この説明書に添付の「誓約書」(様式第2号)に必要事項を記入・押印(印鑑登録印)のうえ、お申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

#### (3) 入札保証金還付請求書

この説明書に添付の「入札保証金還付請求書」(様式第4号) に必要事項を記載・押印(印鑑登録印) して提出してください。

- ※入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。
- ※入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要する場合があります。

#### (4) 委任状

代理人により入札する場合のみ委任状を併せて提出してください。

(この説明書に添付の「委任状」(様式第3号)を使用してください。)

次に該当する者は代理人になることができません。

- ①地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に 該当する事実のあった日から2年を経過していないもの
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- ⑤売却財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ※入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、 その旨ご了承ください。(申込者が法人の場合、役員等を含みます。)
- ※提出書類は返却いたしません。

# 12. 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納める必要があります。

(1) 入札保証金額

本物件の入札保証金額は、15,557,000円です。

(2)納付期限

期限:平成29年11月28日(火)午後5時まで

(3)納付方法

入札参加申込受付後に本市が交付する納入通知書により、本市公金取扱機関(常陽銀行、 筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用組合、常総ひかり農業協同組合、中央労働金庫、 東日本銀行の各本・支店)で納付してください。

- (注1) 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。ただし、落札者が 落札物件の市有財産売買仮契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返 還はいたしません。
- (注2) 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金還付請求書」(様式第4号) に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金に利息は付きません。なお、返還には開札後2週間程度を要しますので、ご了承ください。

# 13. 入札期間及び場所

入札は、入札書の持参にのみ受付けます。

(1)入札期間

平成29年11月29日(水)から平成29年11月30日(木)まで 午前9時から午後5時まで

(2)場所

下妻市役所 本庁舎2階 総務部財政課施設経営係

- (3) 提出書類
- ① 入札書

入札書用封筒に入れ、封かん(のりづけ)し、印鑑登録印で封印してください。

② 「納入通知書兼領収書」(金融機関の領収印があるもの)の写し 入札保証金の納付の確認は、納入通知書兼領収書への金融機関の領収印の押印により行い ます。

#### <提出書類の作成要領>

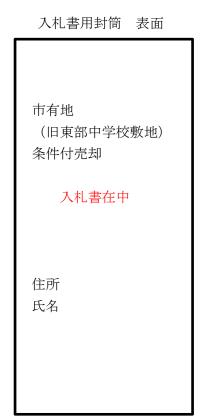
- ① 入札書(様式第5号) 入札金額及び必要事項を記入してください。
- 【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名)を記入し、印鑑登録印で押印してください。
- 【注】代理人の方が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に記入のうえ、代理人欄に代理人の印を押印してください。(入札者欄に入札者本人の印を押印する必要はありません。)代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印」を使用してください。
- 【注】金額記入には、アラビア数字  $(0, 1, 2, 3 \cdot \cdot)$  の字体を使用し、最初の数字の前に必ず 「¥」を記入してください。
- 【注】黒の万年筆又はボールペンで記入してください。

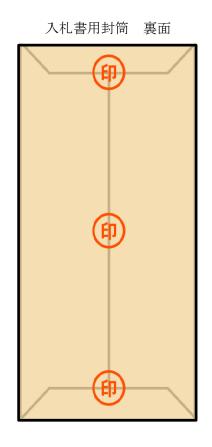
#### ② 入札書用封筒

入札書用封筒の表面には、「入札書在中」と朱書し、入札件名並びに入札者の住所及び氏名を 記入してください。

入札書用封筒に入札書のみを入れて封かん(のりづけ)し、封印をしてください。 のりづけ による封かんがされていないものは無効です。

封印には、入札書に押印したものと同じ印鑑登録印(代理人の場合は、「代理人使用印」)を 使用し、封筒の継ぎ目3か所に押印してください。封印の無いものは無効です。





9

## 14. 開札

(1) 日時

平成29年12月1日(金)午後1時30分から

#### (2)場所

下妻市役所 本庁舎3階 中会議室 (下妻市本城町二丁目22番地)

#### (3) 開札の立会等

入札者等関係者は、各(社)2名まで開札に立会うことができます(立会は任意)。ただし、 開札の場所は入室できる人数に限りがありますので、一定の人数を超えた場合は、各(社) 1名に制限させていただく場合があります。その際は、あらかじめご連絡します。

(注)入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

#### (4) 落札者の決定方法

- ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ②同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を 決定します。くじは、入札参加申込み時に提出した委任状により定められた代理人も引く ことができるものとします。

なお、開札に立会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

#### (5) 開札結果

- ①開札場所では、入札者全員について、氏名(法人名)及び入札金額を発表したうえで、落 札が決定した者の氏名(法人名)及び落札金額を発表します。
- ②開札結果については、その内容(落札金額、落札者名(「個人」又は「法人」の表記のみ)) を本市ホームページ上で公表します。

# 15. 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者(参加申込みを行っていない者を含む。また、代理人に代理人資格がない場合を含む。)の入札
- (2) 指定した期日までに入札保証金を納付していない場合
- (3) 入札価格が最低売却価格に達していない入札
- (4) 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- (5) 入札書の金額が訂正されているもの(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (6) 入札書の金額及び氏名を確認しがたいもの
- (7) 入札書に記名押印がないもの

- (8) 入札書がボールペン等(書いた文字が消えないもの)以外で書かれているもの
- (9) 入札にあたり不正行為があった者のした入札
- (10) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

# 16. 売買契約の締結

落札者は、平成29年12月8日(金)までに、この説明書に添付の市有財産売買仮契約書により仮契約を締結しなければなりません。

ただし、本物件の売却は、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年下妻市条例第5号)第3条の規定により下妻市議会の議決に付し、可決を得る必要があるため、この契約は仮契約であり、当該仮契約は、可決を得たときに、本契約としての効力を生じることとなります。可決を得られないときは、この仮契約は解除するものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

- (注1) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は本市に帰属することになります。
- (注2) 落札者においていかなる理由があっても、この期限の延期等はできません。

# 17. 売買代金の納付方法等

契約保証金及び売買代金の支払方法は、次のとおりです。

- (1) 契約保証金
  - ①落札者は仮契約の締結の際、本市が発行する納入通知書により、契約金額(落札額)の100分の10(計算結果は、円未満切上げ)に相当する金額の契約保証金を納付してください。入札にあたって納付された入札保証金は、全額を契約保証金に充当しますので、仮契約締結日には、入札保証金との差額をご用意ください。
  - ②入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (2) 売買代金
  - ①落札者は、本市が発行する納入通知書により、下妻市議会で売却の可決を得て本契約としての効力を生じた日の属する月の翌月末までに売買代金を納付してください。納付済の契約保証金は、全額を売買代金に充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。
  - ②契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、本市に帰属することになります。
  - ③売買代金の分割納付はできません。

# 18. 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿(あるがままの姿)で物件引渡 しがあったものとします。

所有権移転登記については、売買代金完納後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、 買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、契約の締結に要する一切の費用並びに所有権移転の登記手続、買戻特約の登記手続及び 同登記の抹消登記手続に要する費用は、すべて買受人の負担となります。

- ※落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡 することはできません。
- ※物件の取得に伴い、不動産取得税(茨城県税)が課税されますので、ご留意ください。

# 19. その他

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (2) 本物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。
- (4) この説明書に定めのない事項については、下妻市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- (5) 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- (6) 予告なく入札中止、内容変更する場合があります。

# 物件調書

土地の所在	登記地目	実測面積(m²)	公簿地積(m²)
大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
大串1443-1	雑種地 (予定)	687.73	687
大串1444	雑種地 (予定)	137.84	137
大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
合	計	30, 023. 40	30, 019

18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて									
敷地南側で、幅員約3mの市道   区域区分	接する道段	敷地西側で	、幅員組	約4mの計	道				
田途地域 用途地域の指定のない区域 建ペい率 60% 容積率 200% 文化財調査 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地(富士遺跡) 文化財保護法第 93 条による届出が必要 土砂災害防止法 敷地の一部が施行令第二条の基準に該当する区域 電気 引込工事必要 東京電力エナジーパートナー (株) 上水道 利用可 下妻市上下水道課 (0296-44-5311) 下水道 利用不可 未整備 都市ガス 利用不可 未整備 ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照) ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「ブール敷地現況写真」参照) するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1 (本物件内) から大串599-3 (本物件外) にかけて設置されて	女 り ひ 担 応	敷地南側で	、幅員組	約3mの計	道				
建ペい率 60% 200% 文化財調査 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地(富士遺跡) 文化財保護法第 93 条による届出が必要 土砂災害防止法 敷地の一部が施行令第二条の基準に該当する区域 電気 引込工事必要 東京電力エナジーパートナー (株) 上水道 利用可 下妻市上下水道課 (0296-44-5311) 下水道 利用不可 未整備 都市ガス 利用不可 未整備 ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照) ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照) するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1 (本物件内) から大串599-3 (本物件外) にかけて設置されて		区域区分		非線引き	非線引き				
法令制限等   空積率		用途地域		用途地域	或の指定のない区域				
文化財調査 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地(富士遺跡) 文化財保護法第93条による届出が必要 土砂災害防止法 敷地の一部が施行令第二条の基準に該当する区域 電気 引込工事必要 東京電力エナジーパートナー (株) 上水道 利用可 下妻市上下水道課(0296-44-5311) 下水道 利用不可 未整備 都市ガス 利用不可 未整備 ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		建ぺい率		60%					
文化財保護法第 93 条による届出が必要	法令制限等	容積率		200%					
土砂災害防止法   敷地の一部が施行令第二条の基準に該当する区域   電気   引込工事必要   東京電力エナジーパートナー (株)   上水道   利用可   下妻市上下水道課 (0296-44-5311)   下水道   利用不可   未整備   都市ガス   利用不可   未整備   ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域 (17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する (19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照) ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地 (29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照) するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1 (本物件内) から大串599-3 (本物件外) にかけて設置されて		文化財調査		敷地の一	一部が埋蔵文化財包蔵地(富士遺跡)				
世紀・処理				文化財份	R護法第93条による届出が必要				
上水道 利用可 下妻市上下水道課 (0296-44-5311)   下水道 利用不可 未整備		土砂災害防	止法	敷地の一	一部が施行令第二条の基準に該当する区域				
下水道   利用不可   未整備   都市ガス   利用不可   未整備   和市ガス   利用不可   未整備   ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照) ことで所有者と協議中です。   ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照) するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。   ④大串599-1 (本物件内) から大串599-3 (本物件外) にかけて設置されて		電気	引込工	事必要	東京電力エナジーパートナー(株)				
都市ガス 利用不可 未整備  ①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて	供給・処理	上水道 利用可			下妻市上下水道課 (0296-44-5311)				
①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて	施設の状況	下水道 利用不		可	未整備				
18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照) ②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		都市ガス 利用不		可	未整備				
②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地となっており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1 (本物件内)から大串599-3 (本物件外)にかけて設置されて		①本物件の一部は土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域(17、							
っており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。  ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。  ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		18ページ「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」参照)							
得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。 ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		②本物件の西側のアスファルト敷は、一部が本市の所有では無く借地とな							
参考事項  ③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているため、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。  ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		っており、現在本市が取得する(19、20ページ「取得予定地測量図」「取							
め、少なくとも平成34年度までは本市が借地(29、30ページ「プール 敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃 借については、本市と協議することとします。 ④大串599-1(本物件内)から大串599-3(本物件外)にかけて設置されて		得予定地現況写真」参照)ことで所有者と協議中です。							
敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃借については、本市と協議することとします。 ④大串 599-1 (本物件内) から大串 599-3 (本物件外) にかけて設置されて	参考事項	③敷地南側のプールは、現在も東部中学生がプールとして利用しているた							
借については、本市と協議することとします。 ④大串 599-1 (本物件内) から大串 599-3 (本物件外) にかけて設置されて		め、少なくとも平成 34 年度までは本市が借地(29、30 ページ「プール							
④大串 599-1 (本物件内) から大串 599-3 (本物件外) にかけて設置されて		敷地測量図」「プール敷地現況写真」参照)するものとし、それ以降の賃							
		借については、本市と協議することとします。							
		④大串 599-1 (本物件内) から大串 599-3 (本物件外) にかけて設置されて							
いるネットフェンス (31ページ「撤去すべきネットフェンス」参照) は、		いるネッ	トフェン	ノス (31 ペ	ページ「撤去すべきネットフェンス」参照)は、				
買受人が土地利用計画に供するときに撤去するものとします。		買受人が	土地利用	目計画に供	するときに撤去するものとします。				

- ⑤本物件の旧用途は、市立東部中学校です。同校は、平成24年4月1日を もって移転しました。また、校舎は平成27年度に取り壊しました。
- ⑥閉校以降も、グランド及び柔道剣道場を生涯学習事業で使用していますが、10月末をもって同事業は終了します。
- ⑦建築物を建築するにあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種関係法令並びに下妻市開発事業に関する指導要綱等を遵守してください。
- ⑧本物件内の工作物(柔道剣道場、物置及び便所を除く)、動産、立木その他一切のものは、所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなります。改修や解体撤去等は落札者の負担でおこなってください。
- ⑨本物件は、分筆、表示登記等が未了となっているため、登記簿で筆の確認等はできませんが、引渡しまでには完了を予定しています。
- ⑩柔道剣道場、物置及び便所の建物は未登記です。
- ①本物件の引渡しから10年以内に建物を建設し、土地利用を図ってください。

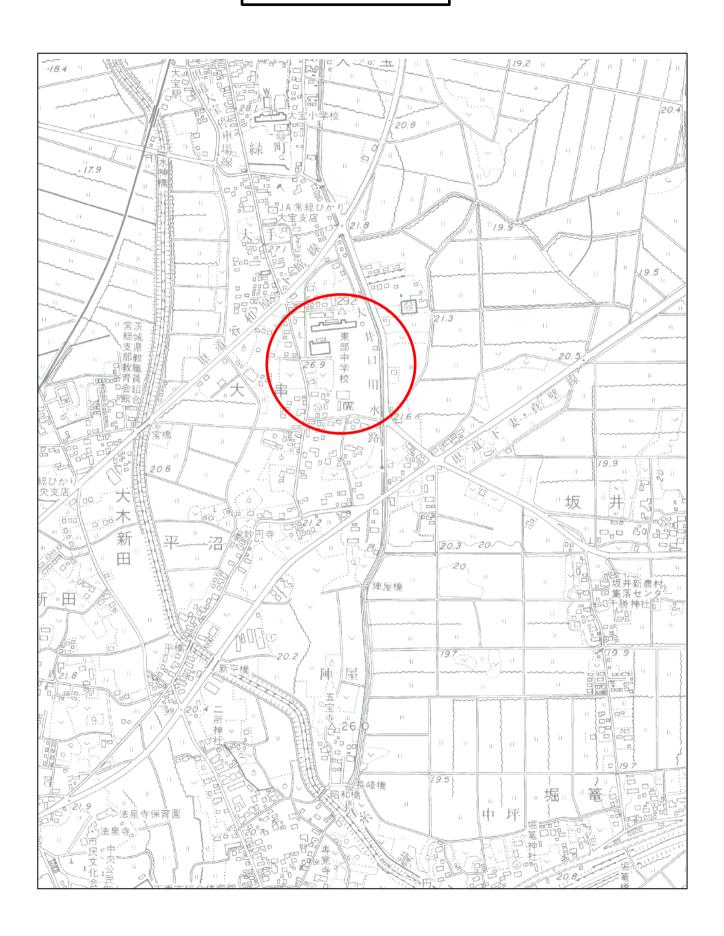
#### ⑫地質調査は昭和40年6月に行っております。

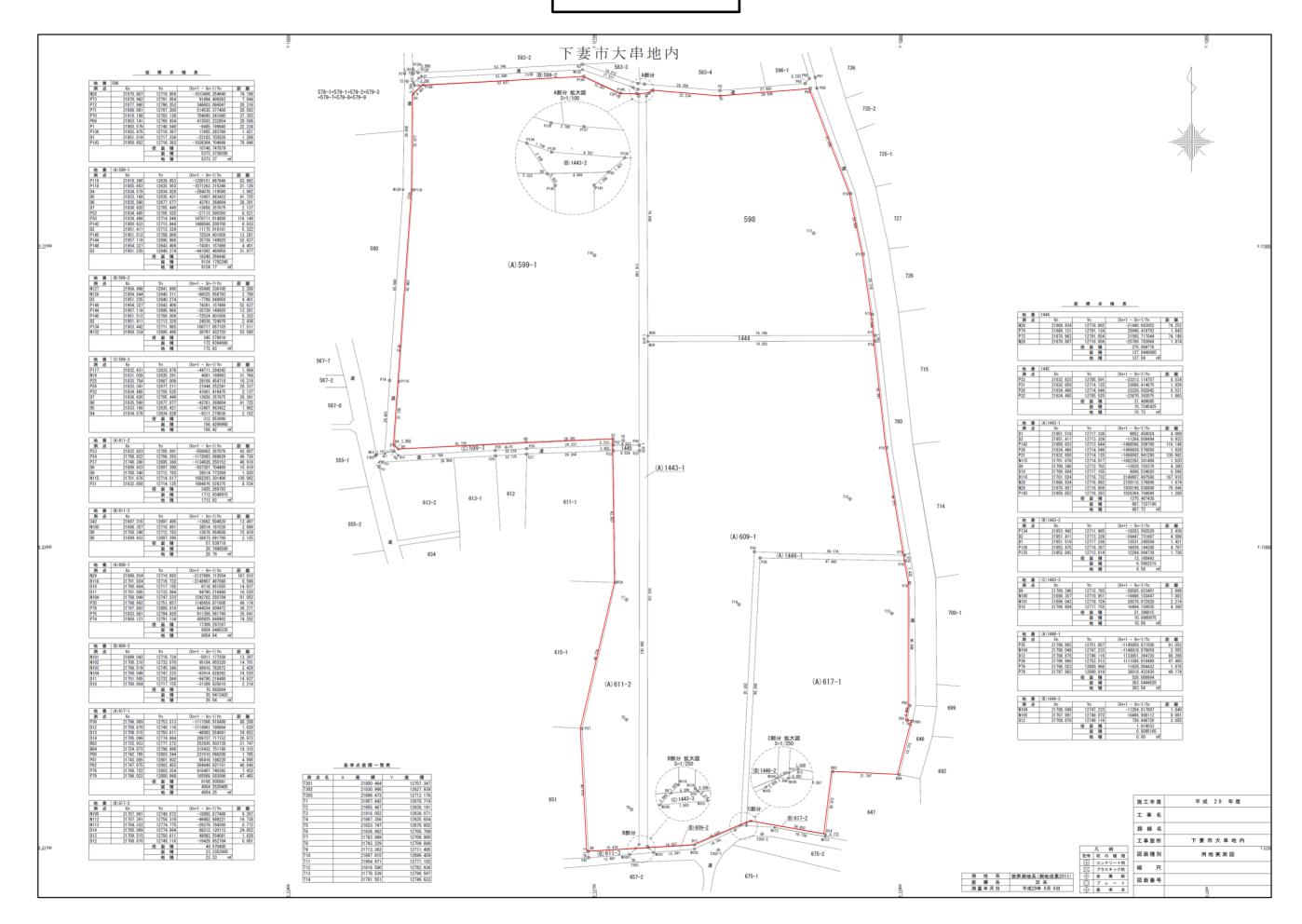
- ⑬土壌調査、地下埋設物調査等は行っておりません。
- ④本物件内に地中埋設物、産業廃棄物、土壌汚染等があった場合の撤去、 改良費用等は全て買受人の負担とします。
- ⑤最低売却価格に反映している残存工作物等の撤去及び処理費用以外の工 作物等の撤去及び処理費用が発生した場合の費用は、全て買受人の負担 とします。
- ⑩プール施設は、プール敷地の賃借契約終了後、本市の負担により取壊す ものとします。
- ①現在プール施設へ敷地西側から上水道が接続されていますが、平成 29 年度末までには、敷地南側から新たに引き込むものとします。
- ®本物件内の建物(柔道剣道場、物置及び便所)の所有権移転については、 買受人と協議するものとし、協議が調わない場合は本市が解体し更地に します。
- ⑩敷地西側の出入口付近には、防災行政無線が設置されておりますが、平成 29 年度末までには、移設します。
- ②上水道管は現状 50 mm管で引き込まれておりますが、上水道を使用する場合には、加入分担金が必要となります。また、使用口径に応じた工事が必要となる場合がありますが、その場合の費用(本管からの新たな取出し及び既取出管の閉栓等)は全て買受人の負担とします。

※物件調書は参考資料ですので、必ず入札参加者において、現地及び規制等について調査確認をおこなってください。

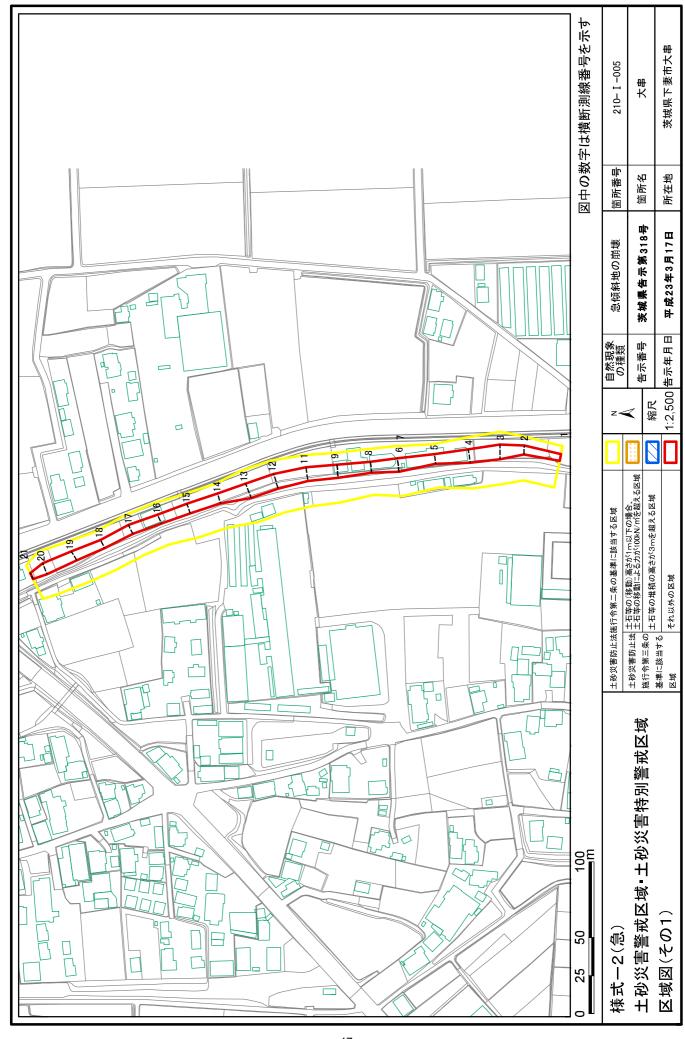
#### 参考事項

# 位置図

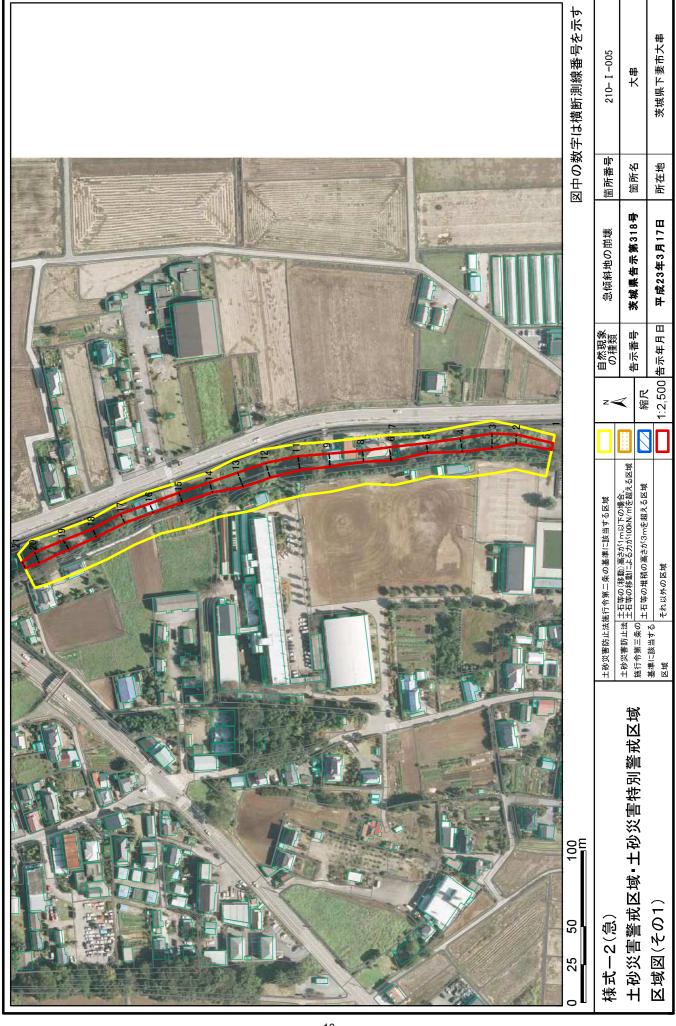




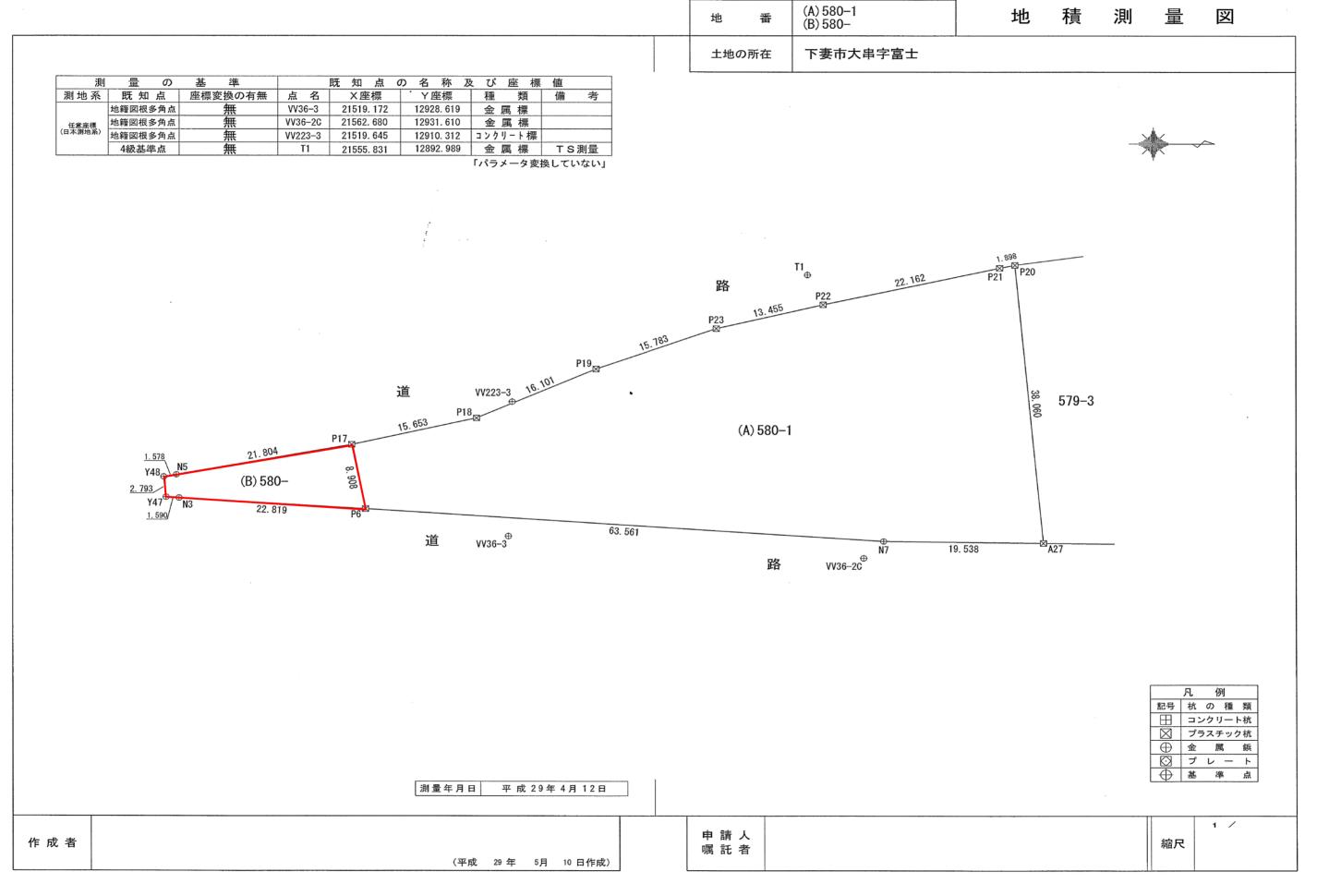
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



### 取得予定地測量図



# 取得予定地現況写真







### 市有財産売買仮契約書

売払人 下妻市(以下「甲」という。)と 買受人(落札者)(以下「乙」という。)は、市 有地(旧東部中学校敷地)条件付売却一般競争入札説明書(以下「説明書」という。)に基 づき、次のとおり土地売買契約を締結する。

この契約は仮契約であり、甲が下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または 処分に関する条例(昭和39年下妻市条例第5号)第3条の規定により市議会の議決に付し、 可決を得たときに、本書は書きかえることなく本契約とする。ただし、市議会の可決が得 られないとき、この仮契約は無効となり、甲は一切の責任を負わない。

#### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### (売買物件)

第2条 甲はその所有する末尾記載の市有財産(以下「本件土地」という。) を現状有姿の まま乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

#### (売買代金及び納入方法)

第3条 売買代金は、金〈落札金額〉円とする。

2 乙は、下妻市議会で売却の可決を得て本契約としての効力を生じた日の属する月の翌月末までに、前項に規定する売買代金を、甲が発行する納入通知書により、甲に納入しなければならない。

#### (契約保証金)

- 第4条 乙は、契約保証金として金〈落札金額の10%〉円を、契約と同時に、甲の発行する 納入通知書により甲に納入しなければならない。
- 2 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を乙に 還付する。ただし、乙の請求によりこれを売買代金の一部に充当することができる。
- 3 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は 甲に帰属させることができる。乙の責に帰すべき事由により契約が無効または履行不能と なった場合においても、また同様とする。
- 4 第1項に定める契約保証金には利子は付さない。

#### (延滞金)

第5条 乙が第3条に規定する売買代金の納入を同条に規定する期日までに行わず延滞した場合、乙は、甲に納入期日の翌日から納付した日までの日数に応じて当該代金に対し年2.7 パーセントを乗じて算出した額(100 円未満の端数があるときはその端数額を、又は当該算出額が100 円未満であるときはその全額を切り捨てる。)を延滞金として支払わなければならない。この場合における計算方法は、1年を365日として日割計算とする。

#### (所有権の移転及び物件の引渡し)

- 第6条 本件土地の所有権は、乙が売買代金(前条の延滞金がある場合はこれを含む。)の 納入を完了したときに、甲から乙に移転したものとする。
- 2 本件土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま乙に対して引渡しがあったものとする。

#### (所有権の移転登記等)

- 第7条 乙は、前条の規定により本件土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権 の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託 するものとする。
- 2 乙は必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

#### (危険負担等)

第8条 この契約締結の日から本件土地の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰さない事由により、本件土地に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

#### (担保責任)

第9条 乙は、この契約締結後、本件土地に数量の不足その他かくれた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この契約締結時の日から2年間は、この限りではない。

#### (土地利用条件)

- 第 10 条 乙は、本件土地を本件土地に係る説明書に基づき申込時に提出した土地利用計画 書に基づいた利用の用途(この契約の締結の日までに甲において承認した変更内容を含む。 以下「指定用途」という。)に供さなければならない。
- 2 乙は、この契約の締結の日から 10 年を経過する日までの間(以下「指定期間」という。) に指定用途に供さなければならない。

#### (指定用途の変更)

第 11 条 乙は、やむを得ない事由が発生したときは、当該事由及び変更後の利用計画を記載した書面を甲に提出し、その承認を得て、指定用途の内容を変更することができる。

#### (禁止用途)

- 第12条 乙は、本件土地を次の各号に揚げる用途に供してはならない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業の事務所の用途
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5条に規定する観察処分の決定を受けている団体の事務所の用途

#### (権利の設定の制限等)

第 13 条 乙は、指定用途に基づく場合を除き、指定期間中、本件土地又は本件土地の上に 建築された建物に関して、第三者に対しその全部又は一部について所有権を移転し、又は 地上権、賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない ものとする。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

#### (実地調査等)

第 14 条 甲は、この契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して、その履行状況を確認するため、実地調査を行い、又は乙から必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (契約の解除)

- 第 15 条 甲又は乙は、その相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が第13条の規定に違反したとき。
- (2) 乙に、本件土地の売買に関し虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為があったとき。

- (3) 乙に、破産等の事由が発生し、これによりこの契約に規定する義務を履行することができないと認められるとき。
- 3 前2項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

#### (買戻しの特約)

- 第 16 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本件土地を買戻すことができる。
- (1) 第10条、第12条、第13条の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為によりこの契約を締結したとき。
- 2 前項の規定による買戻しができる期間は、この契約の締結の日から 10 年を経過する日までとする。
- 3 甲が第1項の規定により本件土地を買戻すときは、甲は、乙に対し乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還する売買代金には利息は付さないものとする。
- 4 第1項の規定により甲が本件土地を買戻した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

#### (買戻しの登記)

- 第 17 条 甲及び乙は、所有権移転登記と同時に、前条に定める買戻特約の登記を行うものとする。
- 2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。
- 3 甲は前項の期間満了前であっても、指定用途に供するための建築物の建築の完了後は、 こからの請求により、この登記を抹消するものとする。

#### (返還金等)

- 第 18 条 甲は、甲がこの契約を第 15 条の定めによりこの契約を解除したときは、乙が第 20 条に定める義務を完全に履行した後、乙が第 3 条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子は付さない。
- 2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び本件土地に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することはできない。

#### (違約金)

- 第19条 乙は、甲がこの契約を第15条の定めにより契約を解除したときは、違約金として第3条に定める売買代金の100分の30に相当する額を支払わなければならない。
- 2 乙は、第 12 条に定める義務に違反したときは、この契約締結の日から 10 年間に限り、 第 3 条に定める売買金額の 100 分の 30 に相当する額を支払わなければならない。

3 乙は、第 14 条に定める義務に違反したときは、この契約締結の日から 10 年間に限り、 第 3 条に定める売買金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

#### (原状回復義務等)

- 第20条 乙は、甲が第15条の定めにより契約を解除したときは、甲の指定する期日までに 次の各号に定める事項を実行しなければならない。
- (1) 本件土地について設定された抵当権、その他本件土地の完全な所有権の行使を妨げる権利を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 本件土地に存在する建物及びその他の工作物等を収去し、本件土地を第6条の引渡 し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、 乙は、甲に対し現状のまま返還することができるものとする
- 2 前項第3号ただし書により本件土地を返還したときは、当該本件土地内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、前々項第3号ただし書の場合において、本件土地が滅失又はき損しているときは、 その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の 責めに帰するべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を 甲に支払わなければならない。

#### (使用料相当損害金)

- 第21条 乙は、甲が第15条の定めにより契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額を損害金として甲に支払わなければならない。
- (1) 第6条の定めにより本件土地の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買い戻し権の行使を通知した日までの使用料相当額
- (2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して本件土地を甲に返還する日までの間の使用料相当額
- 2 前項の使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率2.7パーセントを乗じて算出する額(100円未満の端数があるときはその端数額を、又は当該算出額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。)とする。

#### (損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、第 19 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

#### (第三者に生じた損害の責任)

第23条 甲が第15条の定めによりこの契約を解除したとき及び第16条第1項に基づき本件土地を買い戻したときは、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

#### (返還金からの控除)

- 第24条 甲は、第18条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計 額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙 は甲に対して別途これを支払わなければならない。
  - (1) 第19条に定める違約金
- (2) 第20条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第20条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第21条第1項に定める使用料相当額
- (5) 第22条に定める損害賠償金

#### (法令等の厳守)

第 25 条 乙は、開発及び建築物の建設にあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種 関係法令並びに下妻市開発指導要綱等を遵守しなければならない。

#### (公害等の防止)

第 26 条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの 責任において必要な措置を講じなければならない。

#### (上下水道等)

第 27 条 乙は、上下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び 施設管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

#### (地下埋設物等)

第 28 条 本物件内に地下埋設物・土壌汚染等があった場合の撤去、改良費用はすべて乙の 負担とする。

#### (地元協議等)

第29条 乙は、建築物の建築にあたっては、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、 調整等を自らの責任で行わなければならない。

#### (公租公課)

第 30 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

#### (契約費用等の負担)

- 第31条 次に掲げる費用は乙の負担とする。
- (1) この契約の締結に要する一切の費用
- (2) 所有権移転の登記手続、買戻特約の登記手続及び同登記の抹消登記手続に要する費 用

#### (プール施設敷地の賃貸借契約)

- 第 32 条 乙は、本物件の一部を甲に貸付けることで甲と賃貸借契約を締結するものとし、 契約の主な事項は、次の各号のとおりとする。
  - (1)貸付地は、別紙「プール敷地測量図」のとおり、とする。
  - (2) 下妻市立中学校のプール授業で使用する敷地として市へ貸付けるものとする。
  - (3) 契約期間は、少なくとも平成34年度末までとし、それ以降については甲と協議するものとする。
  - (4) 1 平方メートル当たりの賃借料単価は、1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額に6%を乗じて得た額(10 円未満を切り捨て)とし、固定資産税評価替の年に見直しをする。

#### (プール施設の撤去)

第 33 条 甲は、プール施設敷地の賃貸借契約終了後、甲の負担によりプール施設を取壊さなければならない。

#### (ネットフェンスの撤去)

第 34 条 乙は、大串 599-1 から大串 599-3 にかけて設置されているネットフェンス (別紙 「撤去すべきネットフェンス」のとおり) は、指定用途に供するときまでに撤去しなければならない。

#### (柔道剣道場等)

第 35 条 甲及び乙は、本物件内の柔道剣道場、物置及び便所の所有権移転について、協議 のうえ定めること。協議が調わない場合、甲は、甲の負担により、協議が調わなかった建 物を解体しなければならない。

#### (管轄裁判所)

第 36 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### (疑義等の決定)

第 37 条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1 通を保有するものとする。

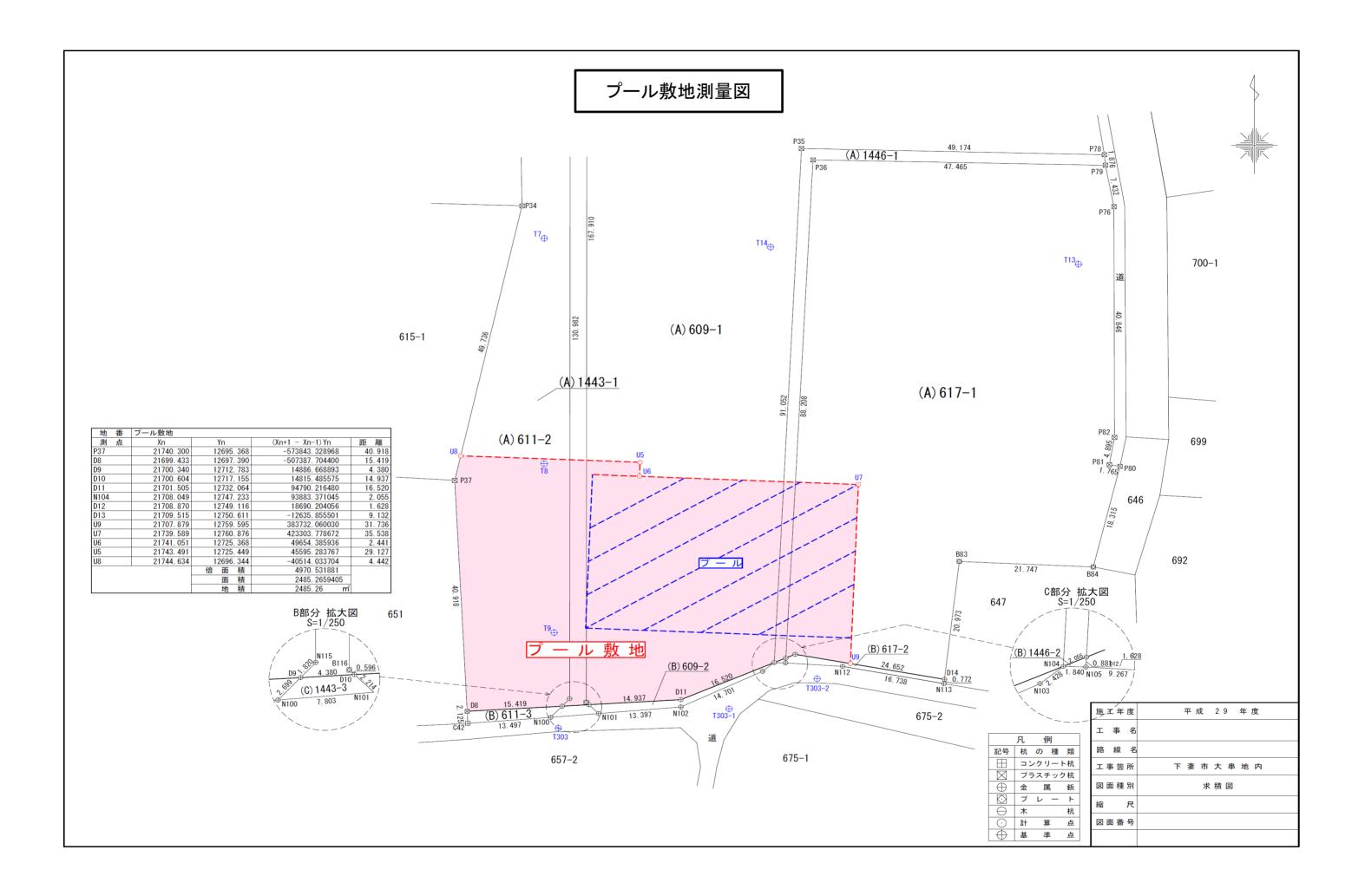
平成 年 月 日

甲 下妻市本城町二丁目 22 番地 下妻市 下妻市長 稲葉 本治 卿

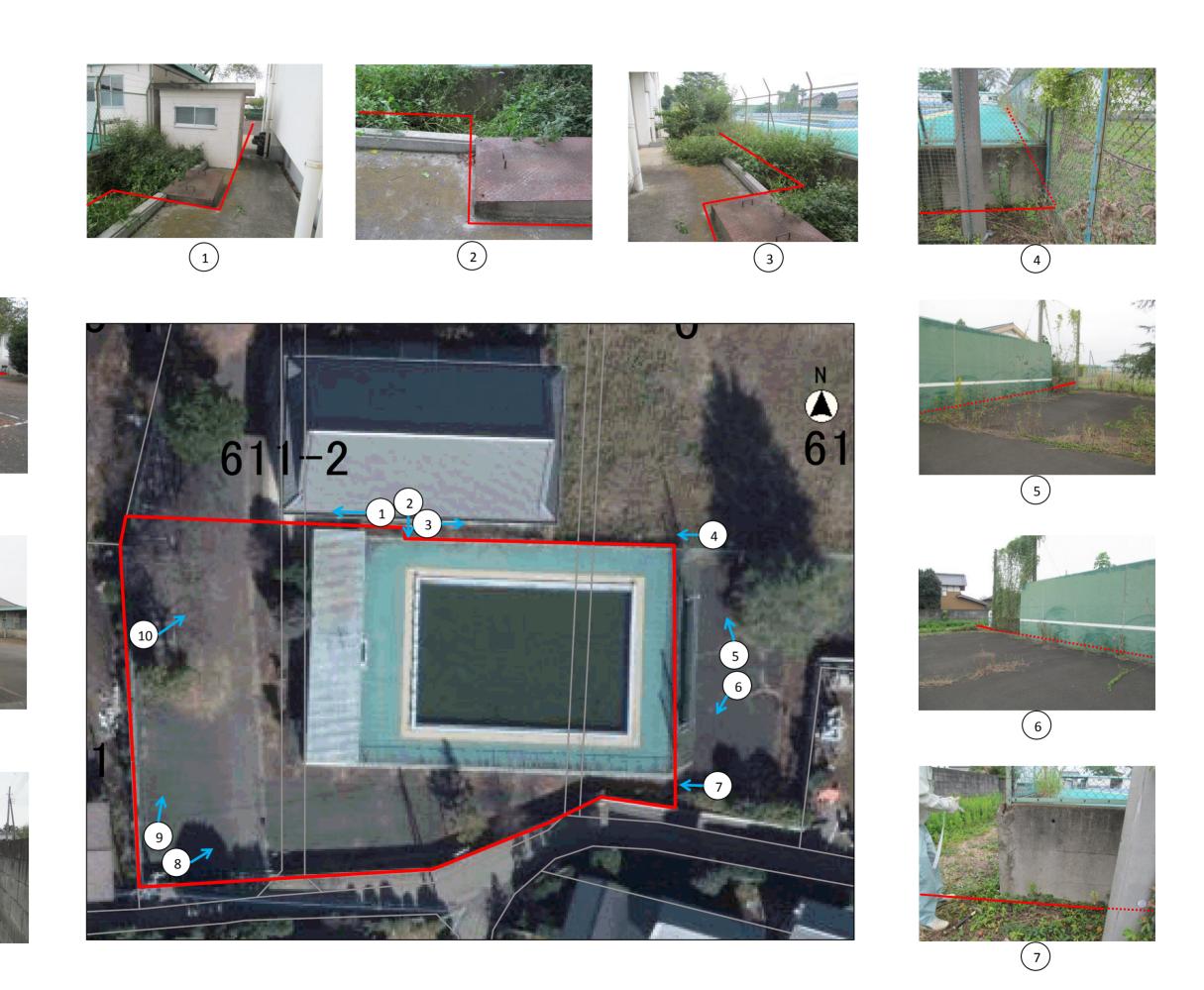
乙 〈落札者 住所氏名〉 即

#### 売買物件の表示

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積 (m²)	公簿地積(m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
+	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
	7	大串1444	雑種地 (予定)	137. 84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計	30, 023. 40	30, 019	



# プール敷地現況写真





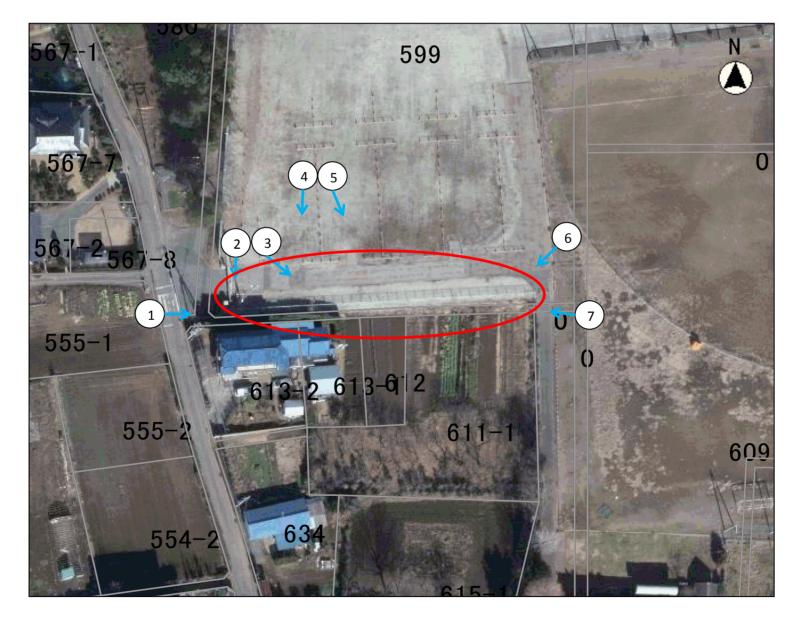
# 撤去すべきネットフェンス





2







(6)



7

#### 様式第1号

#### 市有財産売却一般競争入札参加申込書

下妻市長 様

住所

氏名又は名称 及び代表者名

実印

市有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので、市有地(旧東部中学校敷地)条件付売却一般競争入札説明書を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

#### 1 入札参加物件

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積 (m²)	公簿地積(m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
	7	大串1444	雑種地 (予定)	137. 84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計		30, 023. 40	30, 019

#### 2 添付書類

- (1) 住民票(個人の場合) 又は商業・法人登記簿謄本(法人の場合) 1通
- (2) 印鑑登録証明書(個人の場合)又は印鑑証明書(法人の場合)1通
- (3)納税証明書(個人の場合は市県民税、法人の場合は法人市民税)1通
  - ※ (1) 及び (2) については発行後3か月以内のもの
    - (3) については最新年度のもの
- 3 連絡先

担当部署		担当者	
電話番号(	) —	FAX (	) –

#### 様式第2号

#### 誓約書

私は,下記事項について誓約いたします。

記

- 1 現在,成年被後見人若しくは被保佐人の審判を受け,又は破産の手続開始の決定を受けたものではありません。
- 2 過去 2 年間, 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当しておりません。

年 月 日

下妻市長 様

住所

氏名又は代表者名

印

### 委任状

年 月 日

下妻市長 様

申込人 住所

氏名又は名称 及び代表者名

実印

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

代理人 住所 氏名

代理人	
使用印	

記

### 1 物件

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積(m²)	公簿地積(m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
	7	大串1444	雑種地 (予定)	137. 84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計		30, 023. 40	30, 019

### 入札保証金還付請求書

下妻市長 様

住所

氏名又は名称 及び代表者名

実印

下記物件の一般競争入札に係る入札保証金について、還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

### 1 物件

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積(m²)	公簿地積(m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
+	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
	7	大串1444	雑種地 (予定)	137. 84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計		30, 023. 40	30, 019

2	請求金額	 円

### 3 振込先

金融機関名		
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

#### 様式第5号

#### 入札書

		億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
入札金額										

# 入札物件

	No.	土地の所在	登記地目	実測面積(m²)	公簿地積 (m²)
	1	大串598	学校用地	5, 373. 37	5, 373
	2	大串599-1	学校用地	9, 124. 17	9, 124
	3	大串609-1	学校用地	8, 654. 64	8, 654
	4	大串611-2	学校用地	1, 712. 63	1,712
	5	大串617-1	学校用地	4, 054. 25	4, 054
地	6	大串1443-1	雑種地 (予定)	687. 73	687
111	7	大串1444	雑種地 (予定)	137.84	137
	8	大串1445	雑種地 (予定)	15. 73	15
	9	大串1446-1	雑種地 (予定)	263. 04	263
		合計		30, 023. 40	30, 019

「市有地 (旧東部中学校敷地)条件付売却一般競争入札説明書」を承知のうえ、下妻市契約規則により上記のとおり入札します。

年 月 日

入札者(入札参加申込者) 住所

> 氏名又は名称 及び代表者名

実印

代理人

住所

氏名又は名称 及び代表者名

代理人使用印

#### 下妻市長 様

- ※1 首標記金額の前に「¥」の記号を付すること。
  - 2 訂正しないこと。
  - 3 黒の万年筆又はボールペンで記入し、印鑑登録印を押印すること。
  - 4 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名(押印不要)を記入のうえ、代理人の 住所・氏名を記入(委任状の代理人使用印を押印)すること。

#### 土地利用計画承認申請書

下妻市長 様

住所

氏名又は名称 及び代表者名

実印

市有地(旧東部中学校敷地)条件付売却一般競争入札に係る土地利用計画について、承認 を受けたいので申請します。

#### 土地利用計画書

	五,日,3,14年1日		
土地の名称	旧頁	東部中学校敷地	
土地の利用目的			
敷地内に建設する建物	」の概要(高さ、構造、仕様、	性能、戸数等を記載)	
(計画時点	での)建床面積	m <sup>2</sup> 延床面積	$m^2$
建物配置図(建物の位	置を概略で示してください)		

近隣住民	や周辺環境への配	慮					
<事業開始	台までの期間>						
<事業開始	台以降>						
連絡先	担当部署			担当者			
	電話番号(	)	_	FAX (	)	_	

#### ≪注意事項≫

- (1) 用途は、都市計画法に規定する用途地域「第1種住居地域」に準ずるものとします。
- (2) 売買契約日から 10 年以内にこの計画書に沿った建築物を着工するものとし、計画以外の建築物の建設が明らかになったときは、市が売買契約を解除することが出来るものとします。
- (3) 市が売買契約を解除したときは、売買物件の買戻しができるものとします。

年 月 日

様

### 下妻市長

### 土地利用計画承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土地利用計画について、次のとおり決定した ので通知します。

- 1 承認します。
- 2 承認しません。

不承認の理由						
--------	--	--	--	--	--	--